

水道ビジョンへの実現へ

向けた新たな給水ユニット

新水道ビジョンでは、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靭」、供給体制の維持性の確保を「維持」と表現しています。

現在、日本では東日本大震災及び熊本地震など災害被害による水道施設の被害は甚大の物であります。

弊社では、様々な企業の協力により災害時や緊急時において給水可能なシステムとして「本ユニット」を開発しました。

今後、「本ユニット」を各自治体の応急給水装置及び必要最低限の飲料水や生活用水が供給できるシステムとしてお役に立てる物と考えています。



代表取締役社長

星野 元彦



「本ユニット」は新水道ビジョンへの実現へ向けた新たな給水ユニットです。

- ◆ 送配水管からの簡単取出し
- ◆ 人口減少時代の新たな給水形態
- ◆ 10 : 1 の減圧比を小型減圧弁にて常圧に一発減圧

災害時・緊急時の継続給水が可能

ネットワークを通じて全国へ



ノートフルユニット（緊急用）



次世代給水ユニット

1. 常設次世代給水ユニット

送配水管から直接給水となるので…

- 送配水管に存在する圧力エネルギーを有効利用します
- 直接給水により衛生的な飲料水の供給が可能
- 地震災害時に緊急給水拠点として活用できます

2. 配管取出方法

- 送配水管の空気弁・消火栓・不断水工法でも取出し可能

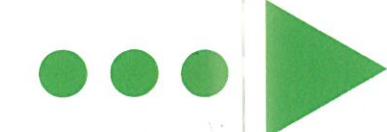
3. 減圧弁としても利用が可能

- 送配水管の圧力に影響されることなく一定した水圧での給水が可能

また、その圧力は 10 : 1 の減圧比において任意に設定でき最高圧力 1.96Mpa
まで可能

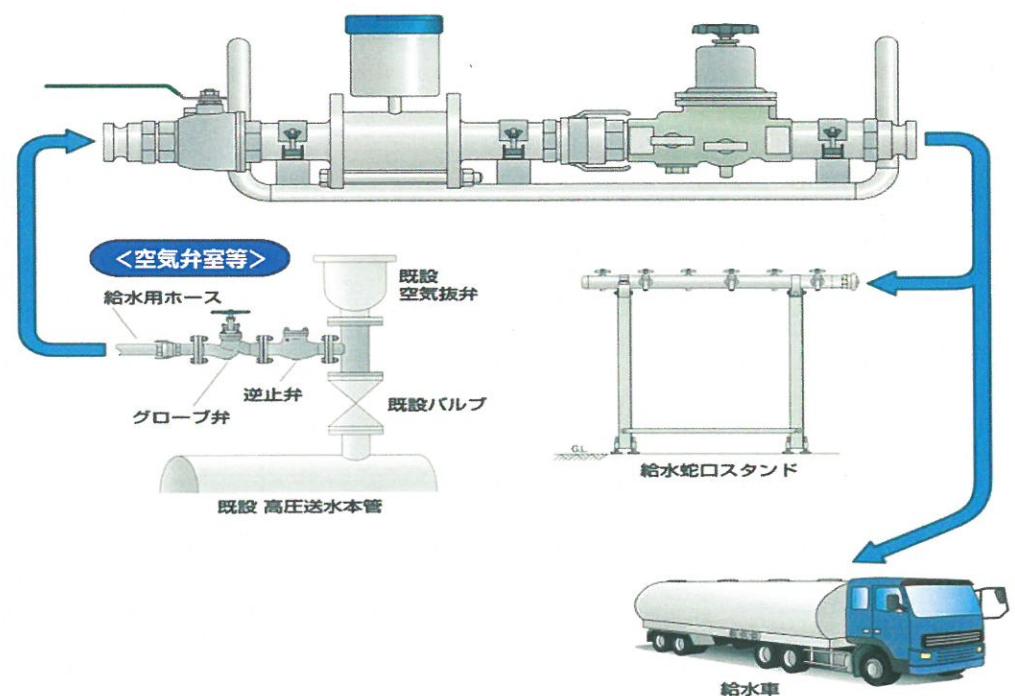
4. クラウド総合水管システムの採用

- 容易に、水管管理情報の提供、装置の制御が可能



納入実績
宮城県仙南・仙塩広域水道事務所殿 4台

ノートフルユニット（緊急用）



管路の「耐震化」の指針により水道本管が緊急貯水槽と見なす為、災害時においても配水管から直接給水が可能

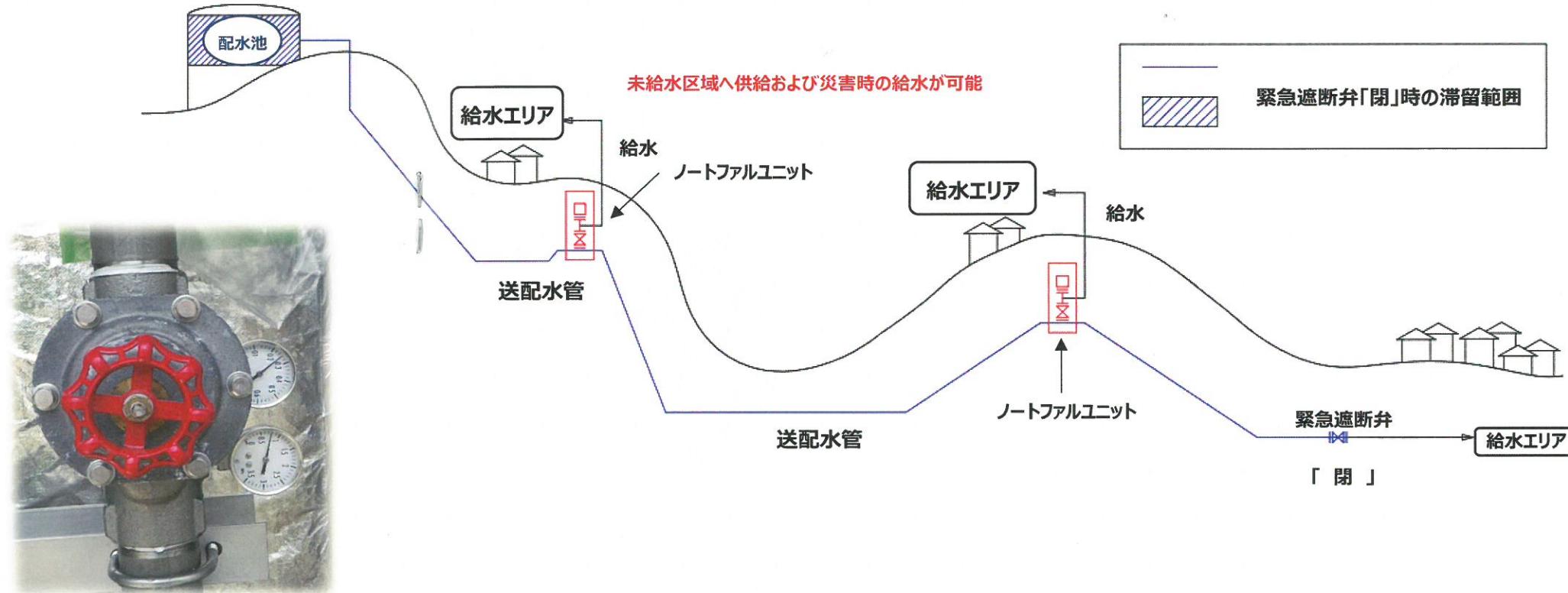
設置型ノートフルユニットを用いた給水設備構成

ノートフルユニットの概略構成

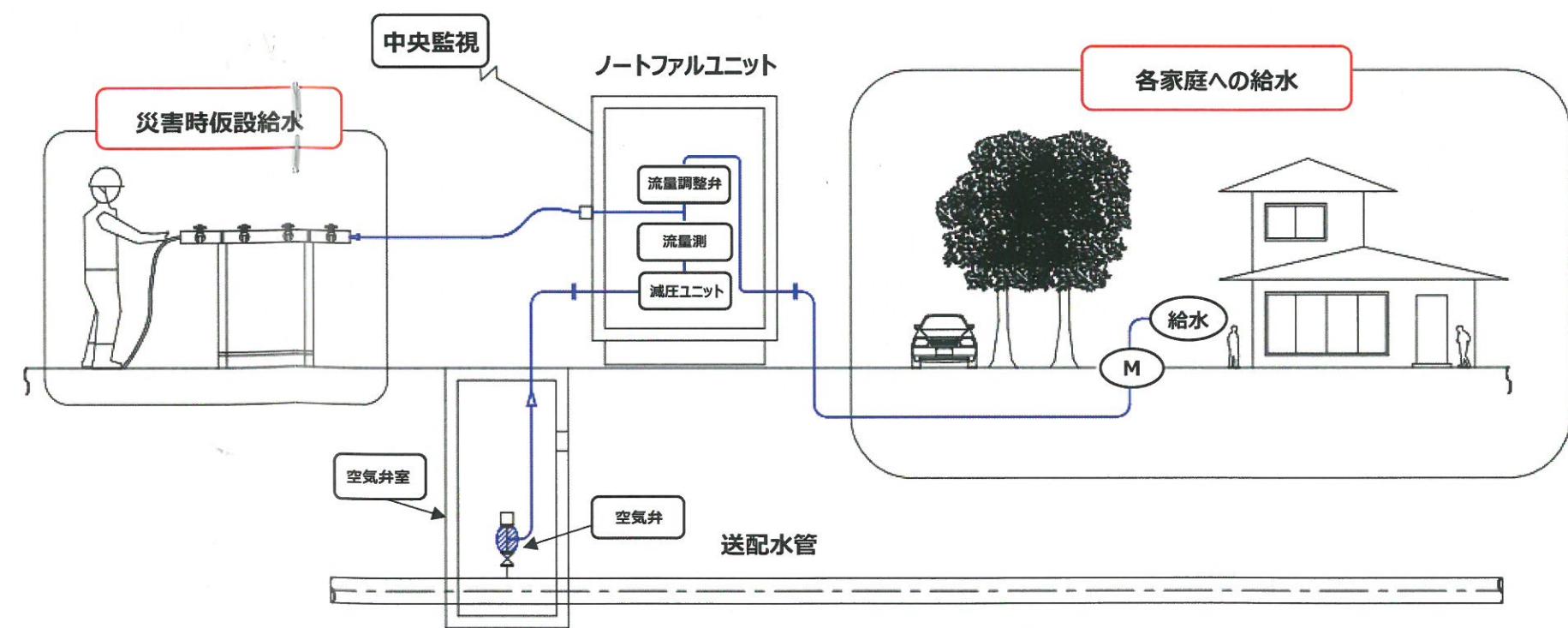
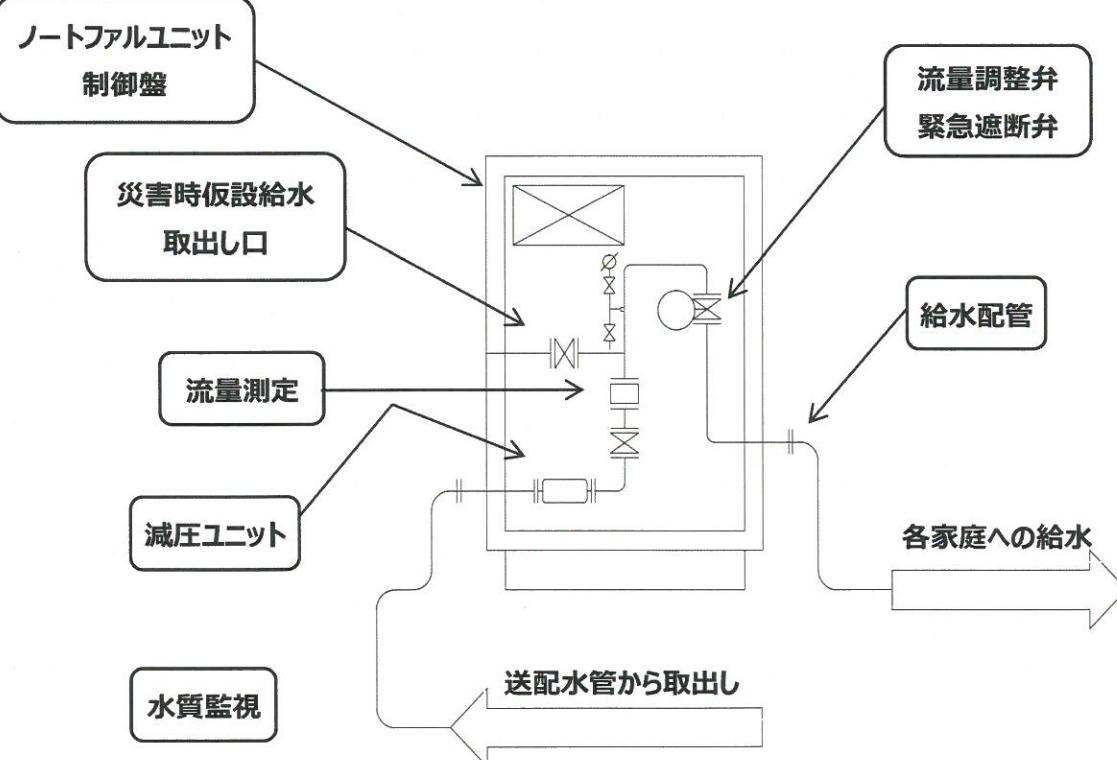
ノートフルユニット（設置型）

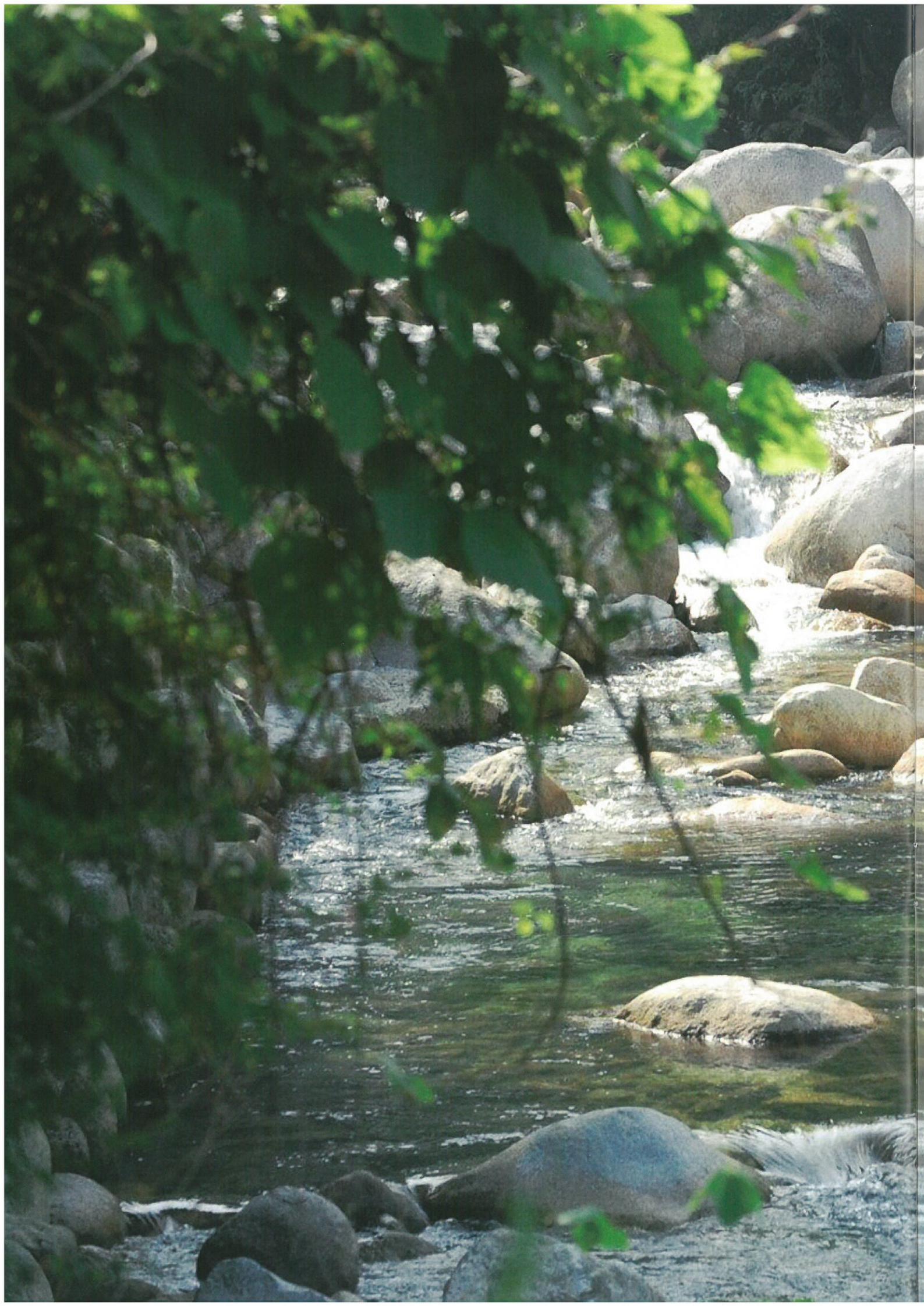


送配水管からの給水・概略図



納入実績 宮城県白石市上下水道事務段 水道新聞 平成 28 年 11 月 17 日記載





～新水道ビジョンとは～

厚生労働省は、平成16年に今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、工程等を包括的に明示する「水道ビジョン」を公表しました。

平成20年には、水道ビジョンを時点に見合った内容に改訂し、水道関係者は水道ビジョンに沿って、水道の運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保、災害対策等の充実、環境・エネルギー対策の強化、国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の観点から各施策の推進に努力し、今日に至っています。平成25年現在、水道をとりまく状況は、水道ビジョンを公表した9年前や改訂した5年前とは大きく変化しました。

その一つが、日本の総人口の減少です。統計データによると、日本の総人口は平成22年頃、1億2806万人を最大値として、以後、減少傾向に転じています。現在の年齢別的人口構成や出生率の状況を踏まえると、今後の人口の減少傾向は確定的であり、このことは水道にとって給水人口や給水量も減少し続けることを意味します。

もう一つの大きな変化は東日本大震災の経験です。平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震等一連の地震は、東北地方から北海道、関東地方の水道に対し、広範囲に甚大な被害を及ぼしました。19都道県において、264事業者が被災し、257万戸が断水した震災は未曾有の規模となりました。被災の状況についても、激しい地震動によるものその他、巨大な津波によるもの、大規模な液状化によるものなどがあり、今なお、一部の地域においては完全な復旧には至っておりません。東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震は歴史的な周期で発生する地震といわれますが、他方で、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震は、近い将来での発生が過去にも増して現実味を帯びています。

このような状況から、東日本大震災の経験を踏まえ、水道においても、これまでの震災対策を抜本的に見直した危機管理の対策を講じることが喫緊に求められています。

新水道ビジョンでは、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を、提示します。

ここで示す取り組むべき事項、方策は、水道事業者のみならず、国、都道府県、市町村等の行政機関、首長、議員、水道の設置者、水道の関連団体、民間企業、大学・研究機関、水道を利用する住民等、幅広い関係者に関与します。これら幅広い関係者が今後の水道との理想像を共有し、役割分担に応じた取り組みに挑戦していくことを目指します。

厚生労働省健康局（平成25年3月）参照